

第4項 実績評価に基づく取扱い

1 診療報酬の特例

都道府県別の診療報酬の設定

現在、基本的には全国一律で定められている診療報酬について、平均在院日数の短縮という政策目標を実現するために、地域の実情を踏まえて合理的であると認められる範囲で、国が都道府県ごとに診療報酬の特例を設定することができる仕組みが導入されます。(法第14条第1項)

設定までの流れ

関係都道府県知事への協議(法第14条第2項)

中央社会保険医療協議会における審議

中央社会保険医療協議会の答申

知事への協議に対する対応

診療報酬の特例を設定するにあたり、実施される知事への協議に対しては、都道府県は自らが行った実績評価を適宜活用して対応することになります。

2 診療報酬に係る意見の提出

都道府県の権限

都道府県は、進捗状況評価又は実績評価の結果、平均在院日数の短縮という政策目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出することができます。(法第13条第1項)

国の対応

国は、都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように務めなければならないとされています。(法第13条第2項)